

# 兵庫県公報

令和2年4月30日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

告 示	ページ
○ 兵庫県税条例に基づく自動車税種別割の減免に係る申請期限の延長（税務課）	1

## 告 示

### 兵庫県告示第551号の2

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「条例」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、条例第126条第1項第2号から第5号までに掲げる自動車の同条第2項の規定による自動車税の種別割（条例第125条の9第2項及び第125条の10に規定する方法により徴収するものを除く。）の減免に係る申請のうち、その期限が令和2年4月1日から同年6月29日までの間に到来するものについては、同月30日まで延長する。

令和2年4月30日

兵庫県知事 井戸敏三